

【EU等向け乳製品】EU等における禁止薬剤を使用していないことを証明する体制についての情報提供

- ・ **現状**、EU等向け認定施設及び登録生産農場は存在せず、商業的な**EU等向けの乳製品輸出は行われていません**。
- ・ 今回、EU等向け輸出を行っている**牛肉と同様の体制を導入し、今後のEU等向け輸出を目指すチーズ工房等の施設及び農場や、その関係者に対し、予め情報提供**を行うものです。



< 商業的なEU等向けの乳製品輸出に必要な手続 >

施設の認定



- EUの定めた要件を満たすよう乳処理施設又は乳製品製造施設を整備する。

主な認定要件項目

- ・ 施設・設備等の構造・材質基準
- ・ 一般衛生管理
- ・ HACCP方式による衛生管理



- 施設を管轄する都道府県等を経由して申請を行い、厚生労働省から認定を受ける。

生産農場の登録



- EUの定めた要件を満たすよう農場を整備する。

主な登録要件項目

- ・ 生乳の衛生管理
- ・ 施設・設備等の構造基準
- ・ 搾乳、集乳及び輸送中の衛生管理



- 生産農場が所在する地域を管轄する都道府県畜産主務課に届出を行い、農林水産省から登録を受ける。

登録生産農場からの原料乳の証明

- ブルセラ症・結核の清浄群由来である。
- 輸出乳製品の原料乳を証明するため、家畜保健衛生所から確認書の発行を受ける。

登録生産農場における残留物質等モニタリング検査の実施

- 次の項目からランダムに検査を実施。

- ・ 禁止物質（クロラムフェニコール等）
- ・ 抗菌性物質（ペニシリン類、テトラサイクリン類、アミノグリコシド類、マクロライド類、フルオキノロン類、サルファ剤等）
- ・ 駆虫剤
- ・ 非ステロイド抗炎症薬
- ・ 有機塩素系農薬
- ・ 有機リン系農薬
- ・ 重金属等
- ・ マイコトキシン
- など

× ppm
不検出
〇〇 µg/kg



ポイント

「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_ousyu.html#eu_foods) に手続きが定められています。

- 今後、輸出要綱を改正し、EU等向け乳製品輸出についても、牛肉と同様にホスホマイシン及びエストラジオールの不使用体制を構築予定

【EU等向け乳製品】EU等における禁止薬剤を使用していないことを証明する体制（案）

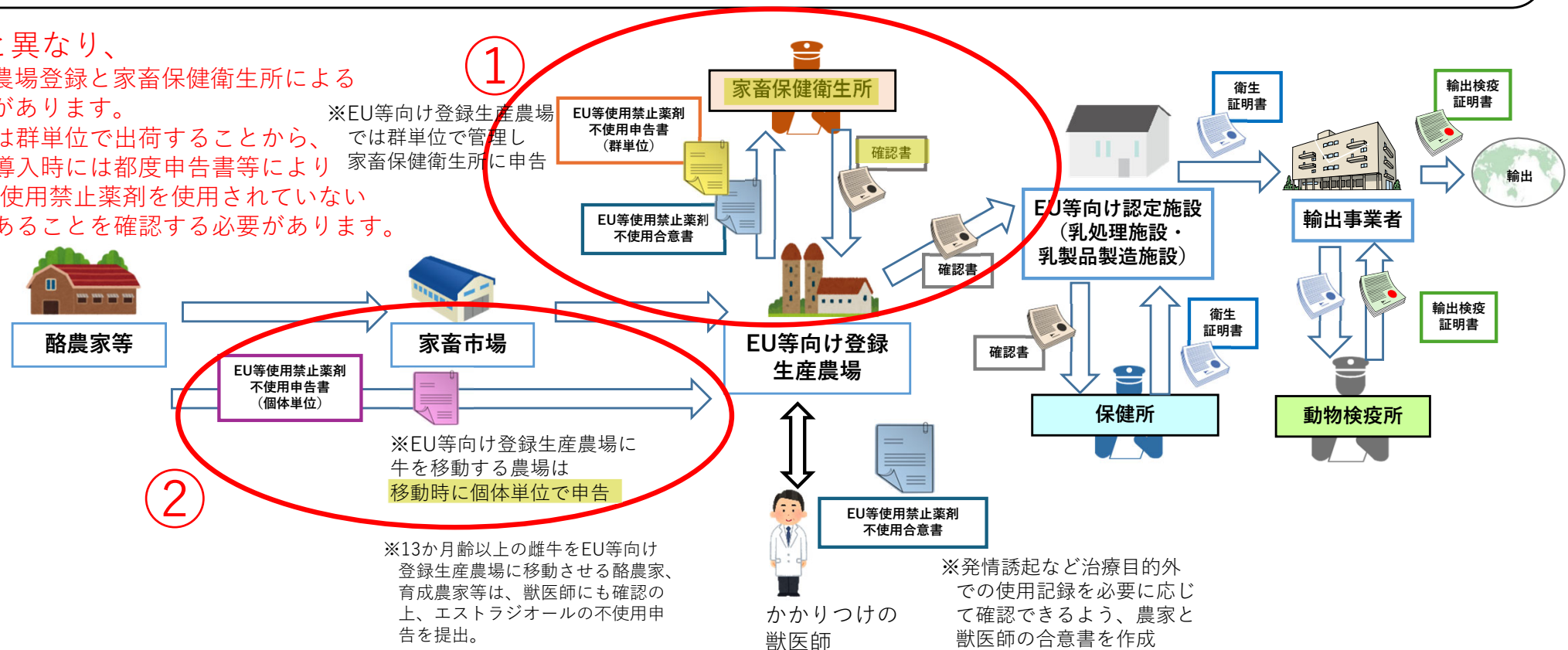
- ・ **現状**、EU等向け認定施設及び登録生産農場は存在せず、**EU等向け乳製品輸出は行われていません**。
- ・ 今回、EU等向け輸出を行っている**牛肉と同様の体制を導入し**、**今後のEU等向け輸出を目指すチーズ工房等の施設及び農場や、その関係者に対し、予め情報提供**を行うものです。

- ・ 農場は、関係法令等に基づき、農場等で保管されている薬剤使用記録等に基づいて、不使用申告書を作成。
- ・ 最終的にEU等向け登録生産農場まで不使用申告書をリレーすることにより、EU等向け乳製品の原料乳由来牛の生涯でEU等における使用禁止薬剤が不使用であることを証明。
- ・ 家畜保健衛生所は、登録生産農場への定期立入りにおいて、
 - ①登録生産農場による、ホスホマイシン及びエストラジオールの不使用に関する申告書
 - ②登録生産農場一獣医師間にて、EU等における使用禁止薬剤の不使用に関する合意書を確認し、原料乳のEU向け認定施設への出荷に必要な確認書を発行。
- ・ EU等における使用禁止薬剤が不使用である旨が記載された確認書に基づき、保健所が衛生証明書を発行。

牛肉と異なり、

①生産農場登録と家畜保健衛生所による確認があります。

②牛乳は群単位で出荷することから、牛の導入時には都度申告書等によりEU等使用禁止薬剤を使用されていない牛であることを確認する必要があります。



Q1 どのような乳製品が対象ですか？

→EU等向けに輸出される牛乳、クリーム、チーズ、バター、ヨーグルト等の主な乳製品は全て対象です。ただし、これまでの事業者からの関心を踏まえ、現状ではEU等向けとして、限定された農場由来の生乳を使用するチーズ工房からの輸出が想定されています。

Q2 EU向け輸出に興味がありますが、ホスホマイシンやエストラジオールを使用したことのある牛が農場内で飼養されています。これらの牛が全て更新されるまで、EU等向け生産農場登録はできないのでしょうか？

→EU等向けに輸出される乳製品の原料乳が由来する牛は全て、EU等使用禁止薬剤を生涯使用されたことのない牛である必要があります。禁止薬剤使用歴のある牛由来の原料乳を区分管理し、EU等向けの原料乳に混入しないように管理することが可能であれば、必ずしも禁止薬剤使用歴のある牛全てを更新する必要はありません。区分管理については、農水省にご相談ください。

Q3 初妊牛等の牛を上場・移動する酪農家は、毎回ホスホマイシンとエストラジオールの不使用申告をしないといけないのでしょうか？

→EU等向け登録生産農場に移動する際に申告書の提出を求められた場合に、ご協力をお願いします。通常の移動時に毎回申告する必要はありません。

Q4 山羊乳や羊乳を使用したチーズ等の乳製品をEUに輸出したいと考えています。手続は牛と同じでしょうか？

→ホスホマイシンとエストラジオールの不使用体制は基本的に牛と同じです。牛と異なる特有の事情がある場合は個別に農水省にご相談ください。

【問合せ先】

牛乳乳製品の輸出に関して、お気軽にお問い合わせください。

農林水産省 畜産局 牛乳乳製品課 牛乳乳製品需給対策室 乳製品輸出企画班

☎ 03-6744-2128

✉ gyunyu_yushutsu@maff.go.jp